一(一)　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字川上六七八の二一（次の図に示す部分に限る。）・六七八の二四（以上二筆国有林）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字川上六七八の二一（次の図に示す部分に限る。）・六七八の二四（以上二筆国有林）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市小々汐一二四の二五
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県本吉郡南三陸町歌津字長柴三の一八（国有林）
(二)　保安林として指定された目的　潮害の防備
(三)　解除の理由　河川管理施設用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県本吉郡南三陸町歌津字板橋一七六の五・一七六の六（以上二筆国有林）
(二)　保安林として指定された目的　魚つき
(三)　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県伊予市中山町出渕九番耕地一六九の四から九番耕地一六九の八まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西予市三瓶町周木八番耕地四一八の一〇・八番耕地四一九の一〇・八番耕地四一九の一二・八番耕地四一九の一四（以上四筆国有林）
二　保安林として指定された目的　魚つき
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字生川八五九五の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北細野町火打岩ケ谷七の三から七の五まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第八十六号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十六年四月十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　登録認証機関の名称　一般財団法人建材試験センター
二　登録更新年月日　平成二十五年十月三日
三　登録認証機関の所在地　東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号
四　登録の区分　A（土木及び建築）、B（一般機械）、G（鉄鋼）、H（非鉄金属）、K（化学）、R（窯業）、S（日用品）、Z（その他）
五　認証を行う事務所の名称及び所在地
(1)　一般財団法人建材試験センター　製品認証本部　東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号
(2)　一般財団法人建材試験センター　西日本分室　山口県山陽小野田市大字山川字上鎖746番地の2

○経済産業省告示第八十七号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年四月十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　登録認証機関の名称　一般財団法人日本建築総合試験所
二　登録更新年月日　平成二十五年十月三日
三　登録認証機関の所在地　大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号
四　登録の区分　A（土木及び建築）、K（化学）、R（窯業）、S（日用品）
五　認証を行う事務所の名称及び所在地　一般財団法人日本建築総合試験所　製品認証センター　大阪府大阪市中央区内本町2丁目4番7号大阪U2ビル

○国土交通省告示第五百十三号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十六年四月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

2の表社会資本整備事業特別会計の項の道路整備勘定の項中

道路交通安全対策事業費 北海道路交通安全対策事業費	雪寒地域道路事業費補助

を

道路交通安全対策事業費 北海道道路交通安全対策事業費	雪寒地域道路事業費補助
道路交通安全対策事業費	臨時道路除雪事業費補助

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十五年度の予算に係る補助金等から適用する。